

西部生涯スポーツセンタートレーニング室ルームランナー賃貸借仕様書

1. 賃貸借物件名

ルームランナー 一式

2. 契約方法

地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17、並びに奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に基づく長期継続契約

3. 機器の仕様

カテゴリー	業務用（スポーツジムと同等の利用状況に耐えうる製品）
サイズ（外寸）	（幅）1,000mm×（長）2,300mm×（高）1,800mmに収まるサイズであること。
使用電源	AC100V 20A まで
速度	1km/h 以下 ～ 18km/h 以上（0.1km/h 単位で調整可能）
傾斜装置	電動オート 0%以下 ～ 15%以上（0.5%単位で調整可能）
使用制限体重	110kg 以上
その他条件	ロングハンドレール付き
参考例示品	スポーツアート トレッドミル T655MJ

※ 上記と同等品以上可。

同等品以上での入札を希望する場合には、令和6年1月10日までに、スポーツ振興課長の承認を得ること。（カタログ要提出）

4. 発注数量

2台

5. 賃貸借場所

西部生涯スポーツセンター トレーニング室（所在地：奈良市中町4860番地）

6. 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和13年2月28日（84箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

賃貸借契約期間の終了後、機器一式を発注者に無償譲渡すること。

7. 設置期限

令和6年2月29日

同日までに発注者の検査を受けること。

## 8. 設置に際しての注意事項

### (1) 機器の設置作業について

安全管理を十分に注意し、必要に応じて、養生や警備員等の配置を行うなどの措置を講じること。搬入については、スポーツ振興課及び納入場所である施設と調整を行うこと。また、原則として利用制限を伴う作業は施設の供用時間外に行うこと。

### (2) 電源配線について

既設電源（AC100V 20A）を利用可とするが、設置のための電気工事等が必要となるものについては、その費用を含めること。また、変更または新設した配線には、専用回路の確認と容量に応じた漏電ブレーカーを取り付けること。作業工程については、スポーツ振興課及び納入場所である施設と調整を行うこと。また、原則として利用制限を伴う作業は施設の供用時間外に行うこと。

### (3) 機器の操作説明

設置後、発注者及び施設管理者が機器の操作や日常点検を行えるように機器の説明を行うこと。

### (4) 設置完了後の関係書類の提出について

メーカー保証書、取扱説明書、引き渡し物品リスト、現場写真、試験運転調整記録、保守体制表等をスポーツ振興課に提出すること。

## 9. 維持管理について

(1) 機器の設置後から賃貸借期間の終了までの間、機器が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

(2) 受注者は、年1回の保守点検を行うこととし、点検にあたっては必ず事前に市担当者及び施設管理者と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。また、点検後には報告書を提出すること。点検に掛かる費用については受託者負担とするが、その他交換部品については別途協議すること。

(3) 機器の不具合について、発見又は連絡を受けたときは、直ちに契約対象となる機器を確認し、対応した日付、対応者、原因、措置内容などを発注者に報告すること。また、修繕等が必要となる場合は、発注者と協議の上速やかな機能回復に努めること。この際の費用負担は、保守点検に準ずるものとする。

(4) 受注者は、機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険に加入すること。機器の不具合が故意又は過失による損害、暴動による損害、原子力による損害及び地震・噴火・津波による被害など、不可抗力によるもの以外の場合は、受注者の責任において、交換、補修を行うものとする。

(5) 受注者は、賃貸借期間中の維持管理に係る保守体制について、緊急連絡先・担当者氏名等を記載し書面で発注者に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に届け出ること。

(6) 保守作業中の事故については速やかに報告するとともに、発注者に特段の帰責事由が無い限り、受注者の責任及び費用負担で、被害者対応、現場復旧等を実施すること。

## 10. 見積額について

見積額には荷造及び運搬、組み立て及び取り付け、並びに保守及び保険等に関する一切の経費を含めること。

11. 支払い条件等

- (1) 賃貸借料は、毎翌月支払いとする。
- (2) 賃貸借期間中の公租公課は受注者の負担とする。

12. 留意事項

- (1) 機器については新品を納入すること
- (2) 本業務を実施する上で、法令の制限などにより受注者が自ら実施できない業務については、これらを実施する資格を有する者を選定すること。
- (3) この業務の処理上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。
- (4) この業務の見積期間中に生じた疑義や質問は担当課に申し出ること。
- (5) 仕様書に基づいて適正に見積ること。
- (6) 決定した場合は速やかに担当課と協議に入り、仕様に基づいて誠実に業務を履行すること。
- (7) 現場の下見が必要な場合は、事前にスポーツ振興課と日程を調整すること。
- (8) この様式に定めない事項については別途協議するものとする。

8. 問い合わせ先（担当課）

市民部スポーツ振興課

TEL：0742-34-4862